

令和3年6月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和3年6月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 62 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 63 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 64 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 65 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 66 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 67 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 68 号	湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 70 号	財産の取得について
議案第 71 号	市有地の処分について
議案第 72 号	市道の路線の認定について
議案第 73 号	市道の路線の廃止について
議案第 74 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第4号)



日程第 1

会議録署名議員の指名

17 番 神 谷 里 枝

18 番 二 橋 益 良

令和 3 年 6 月 2 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 15 日間とする。

令和 3 年 6 月 2 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 62 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 原田 幸男

議案第 63 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 伊藤 達男



議案第 64 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 若見 眞弓

議案第 65 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 中野 早百合

議案第 66 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 筒井 園子

## 議案第 67 号

### 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 5 号

### 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 170,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,846,600 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 21 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,238,582	11,000	10,249,582
	2 固定資産税	5,542,962	11,000	5,553,962
16	県支出金	1,377,117	159,000	1,536,117
	2 県補助金	405,158	159,000	564,158
	歳入合計	21,676,600	170,000	21,846,600

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	609,125	170,000	779,125
	1 商工費	609,125	170,000	779,125
	歳出合計	21,676,600	170,000	21,846,600

## 議案第 68 号

### 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 69 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則  
（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。



## 議案第 70 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影山 剛士

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 化学消防ポンプ自動車   |
| 2 取得の方法  | 制限付一般競争入札（5 社）                                       |
| 3 取得価格   | 65,450,000 円   |
| 4 取得の相手方 | 静岡県浜松市西区馬郡町 1893 番地の 1<br>静岡森田ポンプ株式会社<br>代表取締役 中村 朋行 |

## 議案第 71 号

### 市有地の処分について

下記のとおり市有地を売り払いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 売 払 い の 目 的   | 普通財産の売払い   |
| 2 売 り 払 う 土 地   | 所在地 湖西市新居町内山 1583 番 外 12 筆<br>地 目 山林<br>面 積 29,778 平方メートル<br>(仮換地面積 5,575.27 平方メートル) |
| 3 売 払 価 格       | 189,497,852 円  |
| 4 売 払 い の 相 手 方 | 愛知県豊田市トヨタ町 1 番地<br>トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 豊田 章男   |

## 議案第 72 号

### 市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
表鷺津湖岸 41 号線	湖西市鷺津字大畑	湖西市鷺津字大畑	

## 議案第 73 号

### 市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
東長谷 3 号線	湖西市白須賀字長谷	湖西市白須賀字長谷	

## 議案第 74 号

### 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 103,286 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,949,886 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,175,367	143,315	3,318,682
	1 国庫負担金	1,990,978	67,181	2,058,159
	2 国庫補助金	1,151,317	56,147	1,207,464
	3 委託金	33,072	19,987	53,059
17	財産収入	122,727	189,497	312,224
	2 財産売払収入	103,817	189,497	293,314
18	寄附金	300,070	1,148	301,218
	1 寄附金	300,070	1,148	301,218
19	繰入金	1,554,599	△230,674	1,323,925
	1 基金繰入金	1,554,585	△230,674	1,323,911
	歳入合計	21,846,600	103,286	21,949,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	183,819	△773	183,046
	1 議会費	183,819	△773	183,046
2	総務費	2,525,144	19,676	2,544,820
	1 総務管理費	1,988,086	△9,903	1,978,183
	2 徴税費	292,094	8,147	300,241
	3 戸籍住民基本台帳費	150,732	2,166	152,898
	4 選挙費	58,707	19,623	78,330
	5 統計調査費	11,244	△51	11,193
	6 監査委員費	24,281	△306	23,975
3	民生費	7,202,529	△51,649	7,150,880
	1 社会福祉費	3,217,160	△20,541	3,196,619
	2 児童福祉費	3,637,401	△30,863	3,606,538
	3 生活保護費	347,628	△245	347,383
4	衛生費	3,799,380	141,931	3,941,311
	1 保健衛生費	797,857	131,687	929,544
	2 清掃費	1,962,334	520	1,962,854
	3 環境対策費	26,816	9,724	36,540
6	農林水産業費	211,725	△1,913	209,812
	1 農業費	194,669	△1,913	192,756
7	商工費	779,125	18,869	797,994
	1 商工費	779,125	18,869	797,994
8	土木費	2,256,502	3,074	2,259,576
	1 土木管理費	87,818	△475	87,343
	2 道路橋梁費	934,349	5,705	940,054
	4 都市計画費	1,069,977	641	1,070,618
	5 住宅費	79,091	△2,797	76,294

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,272,769	△496	1,272,273
	1 消防費	1,272,769	△496	1,272,273
10	教育費	1,795,608	△25,433	1,770,175
	1 教育総務費	513,850	5,544	519,394
	2 小学校費	271,011	9,732	280,743
	3 中学校費	210,716	△8,558	202,158
	4 幼稚園費	195,660	△7,950	187,710
	6 社会教育費	292,532	△22,719	269,813
	7 保健体育費	311,839	△1,482	310,357
	歳 出 合 計	21,846,600	103,286	21,949,886



## 議案第 75 号

### 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,354,365 千円	△760 千円	1,353,605 千円
第 1 項 営業費用	1,191,747 千円	△760 千円	1,190,987 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 396,240 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 395,963 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 222,142 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 221,865 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,170,786 千円	△277 千円	1,170,509 千円
第 1 項 建設改良費	493,772 千円	△277 千円	493,495 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	84,212 千円	△1,037 千円	83,175 千円

令和3年6月2日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 76 号

令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,062,464 千円	48,332 千円	1,110,796 千円
第 1 項 営業費用	1,050,430 千円	48,332 千円	1,098,762 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 743,385 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 742,982 千円」に、「建設改良積立金 401,994 千円」を「建設改良積立金 401,591 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	777,808 千円	△403 千円	777,405 千円
第 1 項 建設改良費	429,217 千円	△403 千円	428,814 千円

（債務負担行為）

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

事 項	期 間	限度額
水道料金収納業務等包括業務	令和 3 年度～令和 6 年度	153,330 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)  
第5条 予算第5条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	98,837千円	△588千円	98,249千円

令和3年6月2日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 77 号

### 令和 3 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
医療機器等購入	67,003 千円	7,326 千円	74,329 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入と資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	208,399 千円	7,326 千円	215,725 千円
第 5 項 国県補助金	0 千円	7,326 千円	7,326 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	279,292 千円	7,326 千円	286,618 千円
第 1 項 建設改良費	167,479 千円	7,326 千円	174,805 千円

令和 3 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士